

■法務省 協議会（H28.3.18）発言メモ

全国町村会総務部法務支援室長 弁護士 大田裕章

1 全国町村会における法曹有資格者の採用

- ・平成 27 年 11 月 1 日 総務部法務支援室を開設
- ・同日 同室長に弁護士である当職を任期付常勤職員として採用

2 全国町村会総務部法務支援室の主な業務内容

- ・町村に対する法制執務支援（主に、マイナンバー法の施行や行政不服審査法の改正に伴う町村における条例制定の支援、モデル条例の作成・公表）
- ・都道府県町村会が主宰する町村職員を対象とした法制執務研修における講演

3 町村が組織内に法曹有資格者を採用するメリット・デメリット

- ・当職がこれまでの全国町村会における日常業務や町村職員との意見交換等を通じて感じたメリット・デメリット

(1) メリット

- ・内部に入り込んで常勤で勤務することにより、顧問弁護士よりも敷居の低い法律相談等が可能である。例えば、法律相談の準備が不十分であっても「ちょっとよろしいですか。」の一言から気軽に法律相談をすることが可能である。これにより、将来的な紛争の予防にもつながる。
- ・敷居の低い法律相談等が可能であれば、行政事務の迅速性が増す。
- ・町村職員数は総じて減少傾向にあり、様々な事務の兼務を強いられているため、条例や施行規則等の例規の整備（制定・改正）に充てられる時間には限りがある。したがって、専門的知識及び法的素養を持った法曹有資格者が、例規の整備について実際に事務を担当する又は助言を行うことにより、町村職員の負担を軽減することが可能である。
- ・費用をかけて外部の講師に依頼しなくとも、法制執務研修等の講師を内部で調達することが可能である。

(2) デメリット

- ・法曹有資格者の待遇は世間一般的には高い水準といえる。そのため、町村などの小規模自治体は、財政的ひっ迫により、法曹有資格者を採用する経済的余裕がない例も散見される。

もっとも、上記デメリットについては、常勤ではなく、必要性の程度に応じて、例えば勤務日数を週 2 日から 3 日とする非常勤職員として採用する方法や複数の町村により広域的な採用を行うことにより、解決できる可能性もある。